

1. 経済・生活面の支援

(1) 給付金・協力金

特別定額給付金が給付されます



市民生活部市民課特別定額給付金推進班
☎24-8366 (専用ダイヤル)

◆特別定額給付金とは

下記の「対象となる方」に、1人につき10万円を給付するものです。

◆対象となる方は

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方

◆受給権者は

住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主

◆申請方法と給付日は

◇郵送申請

申請書は令和2年5月18日から郵送を開始します。令和2年5月28日から随時給付します。

◇オンライン申請

令和2年5月1日から利用できます。令和2年5月20日から給付を予定しています。

※マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方の申請となります。

◆申請期間は

令和2年8月20日まで

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

子育て世帯への臨時特別給付金が給付されます



市民生活部子育て支援課
☎22-2360

◆子育て世帯への臨時特別給付金とは

下記の「対象となる方」に、対象児童(※)1人につき1万円を給付するものです。

◆対象となる方は

令和2年4月分（年齢到達等により3月分の給付を受けた方を含む）の児童手当の給付を受けた受給者

※平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子ども

◆申請方法と給付日は

申請は不要。6月10日に児童手当登録口座へ振り込みを予定しています。

なお、公務員は令和2年6月1日から令和2年9月末日（予定）まで申請が必要。7月以降に随時給付します。

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

県からの休業等の要請や協力依頼に応じて協力金が支給されます



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆拡大防止協力金とは

下記の「対象となる方」に、1事業者につき30万円を支給するものです。

◆対象となる方は

県からの休業等の要請や協力依頼に応じて、令和2年4月25日から5月6日までの間、店舗等の休業による使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力をいただいた事業者（大企業を除く）

◆申請期間は

令和2年5月13日から8月31日まで

◆申請方法と支給日は

原則、「郵送申請」または、「オンライン申請」令和2年5月20日から支給を予定しています。

※申請書は栗原市Webサイト、市産業戦略課、各総合支所または各商工会窓口で配布

◆申請に必要なもの

◇申請書兼請求書

◇営業実態が確認できる書類（確定申告書、帳簿、営業許可書等）の写し

◇協力要請期間における休業が確認できる書類（帳簿、休業期間又は営業時間短縮を告知するチラシ・ポスター等）の写し

◇誓約書

◇本人確認書類

◇振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

◇提出書類チェックリスト

◆課税上の取扱い 課税

◇個人事業主 「雑収入」として事業所得の収入に含まれます。そのため、令和2年分の確定申告に含めて申告する必要があります。

◇法人 「営業外収益」または「特別利益」に含まれます。